

公開買付説明書の訂正事項分

2020年2月

株式会社シティインデックスイレブンス
(対象者：東芝機械株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社シティインデックスイレブンス
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区東三丁目22番14号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東三丁目22番14号
【電話番号】	03-3486-5757
【事務連絡者氏名】	代表取締役 福島 啓修
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社シティインデックスイレブンス (東京都渋谷区東三丁目22番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社シティインデックスイレブンスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、東芝機械株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2020年1月21日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項(買付け等の期間の延長を含みます。)がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書(以下「本訂正届出書」といいます。)を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事由】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者グループは、本公開買付けの実施に際して、2020年1月10日に対象者に送付した書簡及び同日中の架電の他、同月12日及び16日にお送りした電子メールにより、本公開買付けを実施することを検討していることについて言及した上で、対象者に事前協議を申し入れましたが、対象者から拒否されたため、対象者と事前の協議を行うことができませんでした。加えて、公開買付者グループは、本公開買付けを実施する検討を行っていることを対象者に通知した2020年1月10日以降現在に至るまで、対象者より、本公開買付けについては元より、公開買付者グループに対して情報の提供を求められることは一切ありませんでした。なお、公開買付者グループは、上記の事前協議の申し入れに際して、本公開買付けを実施する検討を行っている旨を対象者に事前に伝えておりますが、現時点において、対象者が本公開買付けに対して賛同をするか否かは確認できておりません。

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者グループは、本公開買付けの実施に際して、2020年1月10日に対象者に送付した書簡及び同日中の架電の他、同月12日及び16日にお送りした電子メールにより、本公開買付けを実施することを検討していることについて言及した上で、対象者に事前協議を申し入れましたが、対象者から拒否されたため、対象者と事前の協議を行うことができませんでした。加えて、公開買付者グループは、本公開買付けを実施する検討を行っていることを対象者に通知した2020年1月10日以降現在に至るまで、対象者より、本公開買付けについては元より、公開買付者グループに対して情報の提供を求められることは一切ありませんでした。なお、公開買付者グループは、上記の事前協議の申し入れに際して、本公開買付けを実施する検討を行っている旨を対象者に事前に伝えておりますが、本公開買付けに係る公開買付届出書の提出日時点において、対象者が本公開買付けに対して賛同をするか否かは確認できておりませんでしたが、対象者が2020年2月12日に公表した「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(反対)及び株主意思確認総会の開催のお知らせ」(以下「意見表明プレスリリース」といいます。)及び同日に提出した意見表明報告書の訂正報告書(以下「訂正意見表明報告書」といいます。)によれば、対象者は、2020年2月12日に、対象者の社外取締役3名で構成される独立委員会の全員一致の意見として、本公開買付けに対して反対の意見を表明することは適当であるとの勧告を受けて、同日開催の対象者取締役会において、対象者の出席取締役全員の一致により、本公開買付けに反対の意見を表明する旨の決議したとのことです。公開買付者は、対象者が2020年1月28日に提出した意見表明報告書において公開買付者に対する質問が記載されていたことから、当該意見の表明に先立つ2020年2月4日に対質問回答報告書(以下「本対質問回答報告書」といいます。)を提出し、対象者による公開買付者グループへの質問に対して可能な限り回答し、真摯に対応して参りましたが、当該意見の表明がなされたことは誠に遺憾であります。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、上述の状況を踏まえ、対象者がニューフレア株式の売却に際して、東芝デバイスによるニューフレア公開買付けの開始に先立ち、対象者の株主価値の最大化に資する売却方法を選択されなかったことから、対象者において、上場企業の責務であると考えられる株主価値の最大化が、残念ながら十分に果たされていないと考えました。また、対象者の株価が、直近では2018年6月以降約1年半にわたり、株価純資産倍率(PBR)1倍(2019年1月の最安値時には0.55倍)を割り込んで大変割安に放置され、公開買付者グループからは対象者の保有する不必要と考えられる内部留保(2019年3月期末で現預金255億円、政策保有株式67億円、ニューフレア株式122億円)のうち留保する必要のある資金水準を株主に明確に説明した上で、残存分については株主に還元することによりROEを向上し、株主価値向上を行うことを、公開買付者グループが、2019年1月以降現在に至るまで、対象者に対して合計13通(本公開買付けの実施の検討を開始した2019年11月13日以前に5通、同日後に8通)の書簡を送付し、また対象者との合計5回(本公開買付けの実施の検討を開始した2019年11月13日以前に4回、同日後に1回)の面談を通して提案してきたにも関わらず、現在に至るまで対象者がこのような提案に応じて頂けていないことから、対象者がこれまで蓄積した不必要な内部留保に加え、今回のニューフレア株式の売却資金を用いて、株主価値向上及びROE向上を実現するために、対象者においてコーポレート・ガバナンスを改善する余地が十分あると考え、株主として対象者の株主価値向上にコミットした上で、発言権を強化しコーポレート・ガバナンスを改善することを企図し、2020年1月20日、対象者の株価純資産倍率(PBR)1倍程度である対象者株式1株当たりの価格3,456円で対象者株式を取得するのであれば、解散価値と概ね等しく割高とは考えられないことから公開買付者の経済合理性に適うと考え、本公開買付価格を3,456円とした本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、上述のとおり、対象者対応方針プレスリリースが公表されておりますが、公開買付者グループは、対象者対応方針プレスリリースの記述は不当なものであると判断し、上記の対象者の対応にかかわらず、本公開買付けの実施を決定するに至っております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、上述の状況を踏まえ、対象者がニューフレア株式の売却に際して、東芝デバイスによるニューフレア公開買付けの開始に先立ち、対象者の株主価値の最大化に資する売却方法を選択されなかったことから、対象者において、上場企業の責務であると考えられる株主価値の最大化が、残念ながら十分に果たされていないと考えました。また、対象者の株価が、直近では2018年6月以降約1年半にわたり、株価純資産倍率(PBR)1倍(2019年1月の最安値時には0.55倍)を割り込んで大変割安に放置され、公開買付者グループからは対象者の保有する不必要と考えられる内部留保(2019年3月期末で現預金255億円、政策保有株式67億円、ニューフレア株式122億円)のうち留保する必要のある資金水準を株主に明確に説明した上で、残存分については株主に還元することによりROEを向上し、株主価値向上を行うことを、公開買付者グループが、2019年1月以降現在に至るまで、対象者に対して合計13通(本公開買付けの実施の検討を開始した2019年11月13日以前に5通、同日後に8通)の書簡を送付し、また対象者との合計5回(本公開買付けの実施の検討を開始した2019年11月13日以前に4回、同日後に1回)の面談を通して提案してきたにも関わらず、現在に至るまで対象者がこのような提案に応じて頂けていないことから、対象者がこれまで蓄積した不必要な内部留保に加え、今回のニューフレア株式の売却資金を用いて、株主価値向上及びROE向上を実現するために、対象者においてコーポレート・ガバナンスを改善する余地が十分あると考え、株主として対象者の株主価値向上にコミットした上で、発言権を強化しコーポレート・ガバナンスを改善することを企図し、2020年1月20日、対象者の株価純資産倍率(PBR)1倍程度である対象者株式1株当たりの価格3,456円で対象者株式を取得するのであれば、解散価値と概ね等しく割高とは考えられないことから公開買付者の経済合理性に適うと考え、本公開買付価格を3,456円とした本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、上述のとおり、対象者対応方針プレスリリースが公表されておりますが、公開買付者グループは、対象者対応方針プレスリリースの記述は不当なものであると判断し、上記の対象者の対応にかかわらず、本公開買付けの実施を決定するに至っております。

その後、公開買付者グループは、本公開買付けに係る公開買付届出書の提出後現在に至るまで、対象者に対し合計18通の書簡及び電子メールを送付し、対象者と建設的な協議を行うべく対応を促して参りました。その間、公開買付者は、対象者が2020年1月28日に提出した意見表明報告書において、本公開買付けに対する意見の表明を留保されるとともに、本公開買付けに係る質問がなされたため、同年2月4日に、対象者からの質問に対して、本対質問回答報告書を提出しました(当該質問及び回答の詳細は、本対質問回答報告書の別紙「公開買付者に対する質問への回答」をご参照ください。)。一方、同年2月4日には、対象者より、「中期経営計画の見直しと経営改革プランの策定に関するお知らせ」が公表されました。また、公開買付者グループは、同年2月7日に、対象者の独立委員会より質問状を受領したため、公開買付者グループとしては、取締役会決議による新買収防衛策の導入は不当である上に、新買収防衛策の導入に賛成した社外取締役3名で構成される対象者の独立委員会は、公正性・客観性に合理的な疑義があることから、回答の必要性について疑問を感じざるを得ないものの、株主の皆様が適切な情報提供を行うという見地から、対象者の独立委員会に対し回答を送付しました。

このような状況の下、公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ比較的長い期間である30営業日として2020年1月21日より開始しておりますが、意見表明プレスリリース及び訂正意見表明報告書に記載のとおり、対象者において臨時株主総会を2020年3月27日に開催することとしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けへの応募の是非を検討又は判断するために相応の期間が必要であると考えられるため、本公開買付けに係る公開買付期間を法令に定められた最長期間である60営業日となる2020年4月16日(木曜日)まで延長することといたしました。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2020年1月21日(火曜日)から2020年3月4日(水曜日)まで(30営業日)
公告日	2020年1月21日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2020年1月21日(火曜日)から2020年4月16日(木曜日)まで(60営業日)
公告日	2020年1月21日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2020年3月11日(水曜日)

(訂正後)

2020年4月23日(木曜日)

Ⅱ 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2020年2月18日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行い、2020年2月19日付でその旨を日本経済新聞に掲載する予定です。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2020年1月21日付「公開買付開始公告」の変更として、本訂正届出書に添付いたします。